

市・県民税・森林環境税 特別徴収の手引

日ごろ、当市税業務に格別のご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

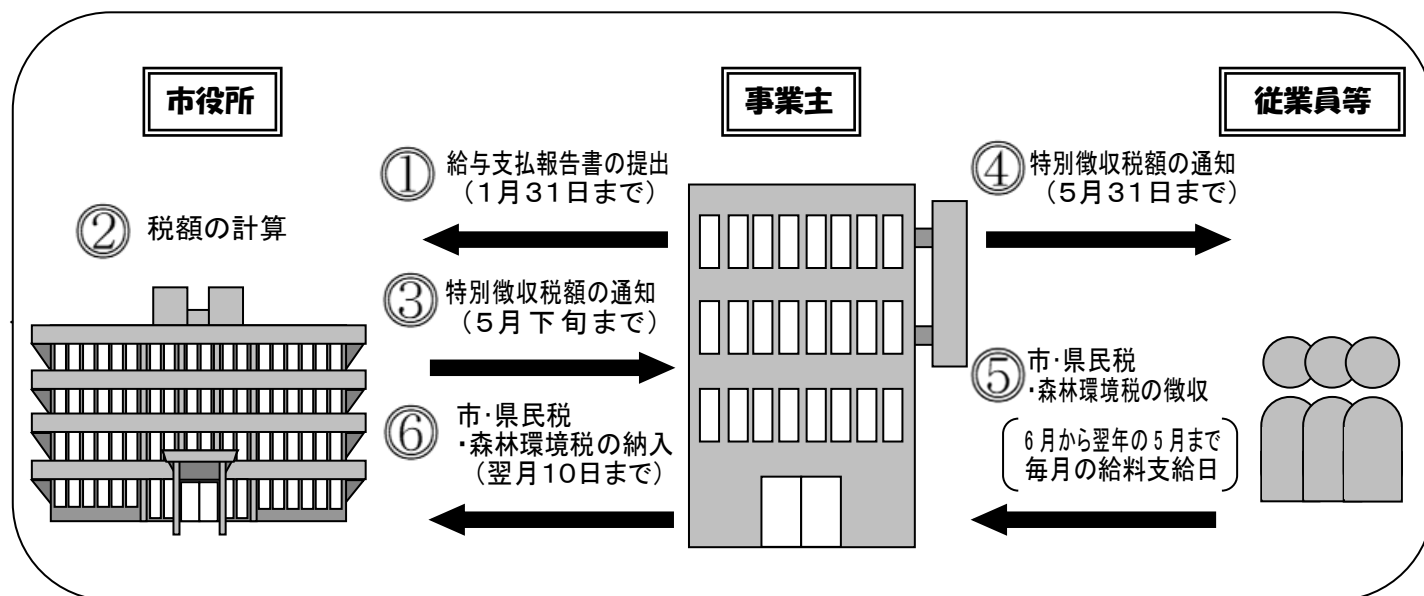
従業員から市・県民税・森林環境税を特別徴収(給与天引き)される事業所のご担当者様は、事前にご一読いただき、特別徴収事務を進めていただきますようお願いいたします。

市・県民税・森林環境税 特別徴収による納税のしくみ

市・県民税・森林環境税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収制度と同様に、事業主(給与支払者)が、毎月の給与を支払う際に給与所得者(従業員等)の市・県民税を差し引いて、納税義務者である従業員に代わって、従業員の住所地の市町村に納入していただく制度です。

地方税法等により事業主には、特別徴収する義務があります。(地方税法第321条の4及び村上市税条例34条)

《市民税・県民税・森林環境税 特別徴収の流れ》



従業員の方が退職・転勤等されたときは、「給与所得者異動届出書」の提出をお忘れなく

〒958-8501

新潟県村上市三之町1番1号

村上市役所 税務課 市民税室

TEL: 0254-53-2111【代表】

0254-75-8928【直通】



村上市観光キャラクター「サケリン」

も く じ

1. 特別徴収税額の通知	3
2. 市・県民税・森林環境税の給与天引き	4
3. 税額の納入	4
4. 特別徴収税額に変更があった場合	6
5. 必要な届出について	7
6. 退職手当等に対する市・県民税の特別徴収について	8

特別徴収 Q&A



① 退職	～すでに退職した人の決定通知書が届いた場合～	11
② 新規追加	～新たに特別徴収される方がいる場合～	12
③ 中途退職	～残りの税額を個人が納める場合～	13
④ 中途退職	～残りの税額を退職時の給与でまとめて天引きする場合～	14
⑤ 転勤(転職)	～転勤先でも引き続き特別徴収される場合～	15

2. 市・県民税の給与天引き(6月から翌年の5月まで 毎月の給与支給日)

【従業員⇒事業主】

6月から翌年5月まで、通知書に記載されている月割額を毎月の給与支払い時に各従業員(納税者)から徴収してください。

3. 税額の納入(翌月10日まで)【事業主⇒市役所】

◆ 納入方法

「新潟県村上市 市県民税森林環境税特別徴収納入書」に必要事項を記入のうえ、徴収した月の翌月10日までに次の金融機関等の窓口で納入してください。納入書は6月分から翌年5月分までの12枚と予備2枚の14枚綴りとなっていますので、納入される際には、それぞれ特別徴収した月分の納入書を使用してください。なお、退職所得分の特別徴収税額は「退職所得分」欄に記入の上、納入してください。

また、納入書を使わず、インターネット等を利用して電子的に納入すること(共通納税)も可能です。納入方法等の詳しい内容については[共通納税の Web ページ](#)をご確認ください。

**年の途中で退職、転勤等により毎月の納入金額に変更があった場合、
納入書は再送いたしませんので、納入金額を訂正してご使用ください**
(訂正の方法は、納入書の裏面にも記載してあります。)



訂正する場合

- ①**入金額(1)欄**
あらかじめ印字されている「納入金額(1)」欄の金額を従業員の退職等により変更する場合は、「納入金額(1)」欄の数字を二重線で抹消し、変更後の金額を「納入金額(2)」欄に記入してください。
- ②**納入金額(2)-給与分(一括徴収分を含む) 欄**
従業員から徴収された給与に対する特別徴収税額の月割額の合計額を記入してください。
また、退職等により、未徴収税額を一括徴収した場合の納入金額は、この「給与分」欄に含めて記入してください。
- ③**納入金額(2)-退職所得分 欄**
従業員から徴収された退職手当等に対する所得割額の合計額を記入してください。
- ④**納入金額(2)-合計額 欄**
給与分、退職所得分、延滞金、督促手数料の合計額を記入してください。

市区町村コード 1 5 2 1 2 9	口座番号 00640-1-960035	加入者名 村上市会計管理者	
月別 令和〇年 6月分	指定番号 1234567	納入金額(1) ¥19,800	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。		給与分(一括徴収分を含む) 21900 退職所得分 18600 延滞金 督促手数料 合計額 40500	
納期限 令和〇年 7月10日			

納入場所

村上市会計課、村上市役所各支所(荒川・神林・朝日・山北)、上海府連絡所

第四北越銀行、大光銀行、きらやか銀行、村上信用金庫、新潟県労働金庫、新潟県信用組合、北新潟農業協同組合、新潟県信用漁業協同組合連合会の本店又は各支店

新潟県及び長野県内のゆうちょ銀行又は郵便局

※上記以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入の場合、「指定通知書」が必要となります。

《市民税・県民税(特別徴収税額)取扱局指定通知書について》

ゆうちょ銀行または郵便局で、村上市の市県民税特別徴収納入書を使用して納入いただく際に、窓口で「市民税・県民税(特別徴収税額)取扱局指定通知書」を求められる場合があります。

「市民税県民税 特別徴収の関係書類綴」をお送りしている事業所には、「5.指定通知書」がございますので、そちらをお使いください。

また、[村上市ホームページからも様式をダウンロード](#)いただけます。

◆ 納期の特例について

従業員(給与の支払いを受ける人)が常時10人未満の事業所で「特別徴収税額の特例に関する申請書」を市に提出し、市長の承認を受けた場合には、特別徴収税額のうち、6月分から11月分を12月10日まで、12月分から5月分を6月10日までの年2回に分けて納入することができます。

納期の特例についての問い合わせ、申請書の提出等については、村上市役所 税務課 市民税室までご連絡ください。

◆ 納期限後の納入に係る督促手数料および延滞金

事業主(特別徴収義務者)が納期限までにその徴収額を納入されない場合は、督促手数料および延滞金を負担していただくこととなりますので、期日内に必ず納入してください。

各納期限までに納入されなかった場合は、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じて、税額(※1)に年14.6%(※2)の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

なお、「納期限の翌日から1ヶ月を経過する日まで」の延滞金は特例基準割合(※3)に年1%を加算、「1ヶ月を経過する日の翌日から納税の日まで」の延滞金は特例基準割合に年7.3%を加算した割合が適用されることになります。

また、督促状に係る手数料は、村上市税条例にもとづき1通につき100円となります。

※1 税額に1,000円未満の端数があるとき、またはその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てます。

※2 「納期限の翌日から1ヶ月を経過する日まで」の延滞金は延滞金特例基準割合(※3)に年1%を加算した割合(令和8年は2.8%)、「納期限の翌日から1ヶ月を経過する日の翌日から納入の日まで」の延滞金は、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合(令和8年は9.1%)が適用されることになります。

※3 国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年9月から前年8月における平均に1%を加算した割合のことです。



4. 特別徴収税額に変更があった場合〔市役所⇒事業主⇒従業員〕

特別徴収税額を通知した後に、異動(退職・休職・転勤など)があった場合または特別徴収税額等の課税内容に変更が生じた場合には、市役所から「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書(特別徴収義務者用)」および「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書(納税義務者用)」をお送りしますので、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書(納税義務者用)」を開封せずに従業員(納税者)にお渡しいただくとともに、変更月以後については、変更通知書に記載された、変更後の月割額を徴収し納入してください。

《注意点》

- 「一括徴収」・「転勤」・「普通徴収切替」の方の変更通知書(納税義務者用)は送付していません。
- 月割額が変更になっていますので、「市県民税・森林環境税特別徴収納入書」の納入金額を訂正して納入してください。
- 変更通知書(特別徴収義務者用)には、変更のあった従業員の氏名、住所、税額のみ記載されています。
- 従業員が申告等をしたことにより、税額が減少して還付金が発生する場合は、従業員本人と手続きを進めさせていただきます。事業所を経由して還付する必要がある場合は、ご連絡ください。

変更後の月割額の合計額が表示されています。日付が最新の通知書で合計金額をご確認ください。

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用) 村 上 市

地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第322条の6)第1項並びに村上市税金条例第2条の規定によって、年度給与所得等に係る市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。

特別徴収税額	課税人員		非課税人員	
	人数	納付額	人数	納付額
6月分			12月分	
7月分			1月分	
8月分			2月分	
9月分			3月分	
10月分			4月分	
11月分			5月分	
(備考)				

令和〇年〇月〇日

指定番号	氏名	住所	受給者番号	特別徴収税額	納付	支払	備考
					6月分	10月分	2月分
					7月分	11月分	3月分
					8月分	12月分	4月分
					9月分	1月分	5月分
					10月分	2月分	
					11月分	3月分	
					12月分	4月分	
					1月分	5月分	
					2月分		
					3月分		
					4月分		
					5月分		
					6月分		
					7月分		
					8月分		
					9月分		
					10月分		
					11月分		
					12月分		
					1月分		
					2月分		
					3月分		
					4月分		
					5月分		
					6月分		
					7月分		
					8月分		
					9月分		
					10月分		
					11月分		
					12月分		
					1月分		
					2月分		
					3月分		
					4月分		
					5月分		
					6月分		
					7月分		
					8月分		
					9月分		
					10月分		
					11月分		
					12月分		
					1月分		
					2月分		
					3月分		
					4月分		
					5月分		
					6月分		
					7月分		
					8月分		
					9月分		
					10月分		
					11月分		
					12月分		
					1月分		
					2月分		
					3月分		
					4月分		
					5月分		
					6月分		
					7月分		
					8月分		
					9月分		
					10月分		
					11月分		
					12月分		
					1月分		
					2月分		
					3月分		
					4月分		
					5月分		
					6月分		
					7月分		
					8月分		
					9月分		
					10月分		
					11月分		
					12月分		
					1月分		
					2月分		
					3月分		
					4月分		
					5月分		
					6月分		
					7月分		
					8月分		
					9月分		
					10月分		
					11月分		
					12月分		
					1月分		
					2月分		
					3月分		
					4月分		
					5月分		
					6月分		
					7月分		
					8月分		
					9月分		
					10月分		
					11月分		
					12月分		
					1月分		
					2月分		
					3月分		
					4月分		
					5月分		
					6月分		
					7月分		
					8月分		
					9月分		
					10月分		
					11月分		
					12月分		
					1月分		
					2月分		
					3月分		
					4月分		
					5月分		
					6月分		
					7月分		
					8月分		
					9月分		
					10月分		
					11月分		
					12月分		
					1月分		
					2月分		
					3月分		
					4月分		
					5月分		
					6月分		
					7月分		
					8月分		
					9月分		
					10月分		
					11月分		
					12月分		
					1月分		
					2月分		
					3月分		
					4月分		
					5月分		
					6月分		
					7月分		
					8月分		
					9月分		
					10月分		
					11月分		
					12月分		
					1月分		
					2月分		
					3月分		
					4月分		
					5月分		
					6月分		
					7月分		
					8月分		
					9月分		
					10月分		
					11月分		
					12月分		
					1月分		
					2月分		
					3月分		
					4月分		
					5月分		
					6月分		
					7月分		
					8月分		
					9月分		
					10月分		
					11月分		
					12月分		
					1月分		
					2月分		
					3月分		
					4月分		
					5月分		
					6月分		
					7月分		
					8月分		
					9月分		
					10月分		
					11月分		
					12月分		
					1月分		
					2月分		
					3月分		
					4月分		
					5月分		
					6月分		
					7月分		
					8月分		
					9月分		
					10月分		
					11月分		
					12月分		
					1月分		
					2月分		
					3月分		
					4月分		
					5月分		
					6月分		
					7月分		
					8月分		
					9月分		
					10月分		
					11月分		
					12月分		
					1月分		
					2月分		
					3月分		
					4月分		
				</			

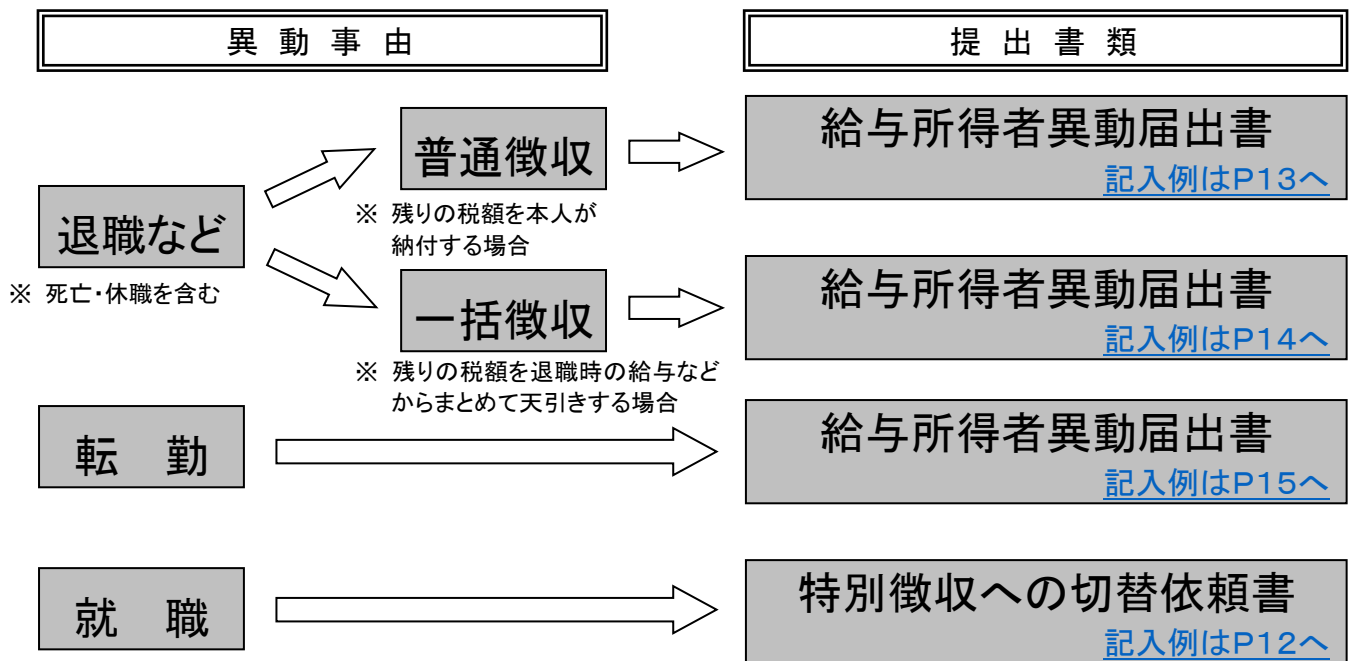
5. 必要な届出について【事業主⇒市役所】

事業所の名称変更・住所移転等があったときや従業員等が異動（退職・死亡・転勤・休職）し給与の支払いを受けなくなったときは、異動届出書等を村上市役所 税務課までご提出ください。

- 従業員に異動があった場合、その月の翌月以降の月割額は、従業員の方がご自分で納付する方法（普通徴収）に切り替えるか、転勤先の事業所で引き続き特別徴収をするか、または未徴収税額を一括徴収するか、のいずれかの方法により納入いただくこととなります。

「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」の提出が遅れますと、納税者（従業員）に係る特別徴収義務が継続したままとなり、納税者本人への納税通知書の送付が遅れたり、事業主様には督促状等が送付されたりすることがありますので、必ず早めの提出をお願いします。

異動（退職・死亡・転勤・休職）があった場合は翌月5日まで（必着）に異動届出書を必ず送付してください。



◆ 退職者等の一括徴収について

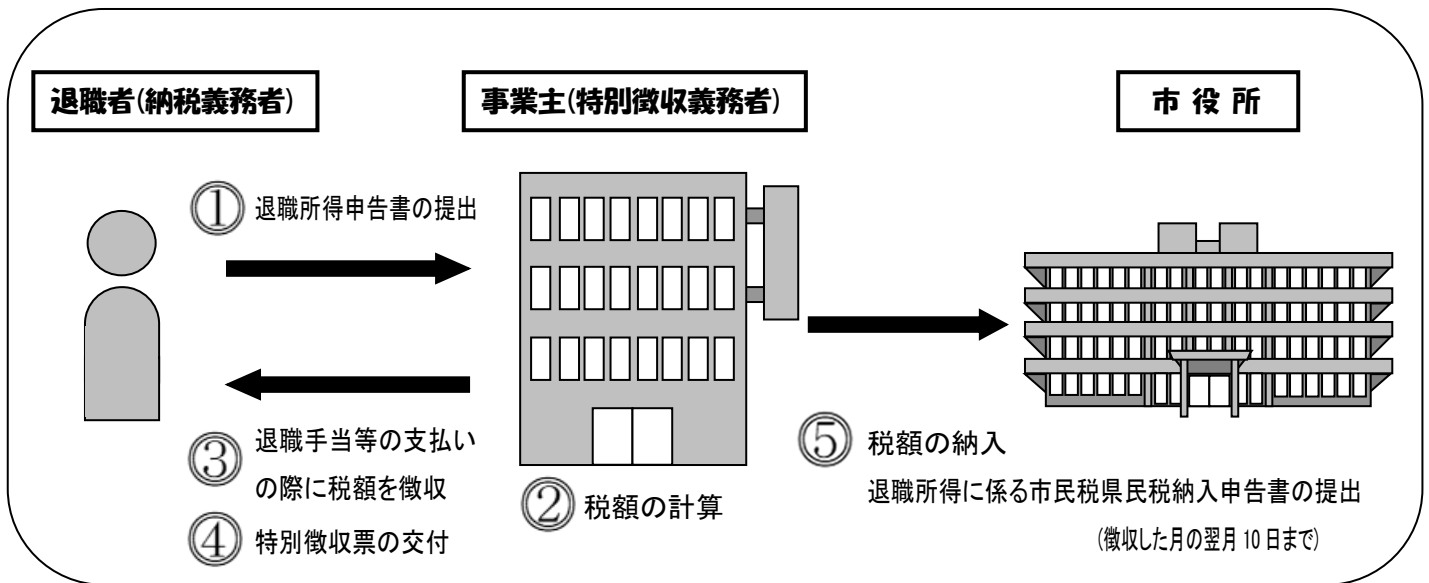
- 退職等の日が6月1日から12月31日までの場合
退職等をした従業員から一括徴収の申し出がある場合は、残りの税額をまとめて徴収してください。
- 退職等の日が翌年1月1日から翌年4月30日までの場合
退職等をした従業員から一括徴収の申し出がない場合であっても、残りの税額をまとめて徴収してください。ただし、5月31日までに支払われる給与や退職手当等の額が残りの税額に足りない場合などは、この限りではありません。

6. “退職手当等に対する市・県民税”の特別徴収について

退職所得(退職手当等)に対する市民税・県民税の所得割(分離課税)については、所得税と同様に、他の所得と区分して退職手当等の支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて、市町村に納入することとされています。

その場合は、「市県民税森林環境税特別徴収納入書」の表面「退職所得分」欄に、退職手当等から差し引いた税額を記入して、納入ください。併せて、「退職所得に係る市民税県民税納入申告書」に必要事項を記入し、村上市役所 税務課 市民税室へ提出してください。(用紙は、同封の市民税・県民税特別徴収の関係書類綴に綴じられています。)

◀“退職手当等に対する市民税・県民税”の特別徴収の流れ▶



◆ 村上市に対して“退職手当等に対する市民税・県民税”を納めなければならない人

退職手当等の支払いを受けるべき日(通常は退職した日)の属する年の1月1日現在、村上市にお住まいの方が納税義務者となります。

ただし、1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている方は除かれます。

※ 死亡により支払われる退職手当等に対しては、相続税の課税対象となるため、市・県民税は課税されません。

◆ 退職手当等の支払いを受ける人の申告

退職手当等の支払いを受ける人は、「退職所得申告書」(※)を、退職手当を支払う事業主(特別徴収義務者)を経由して、村上市に提出することになっていますが、この申告書は、事業主が受理したときに村上市に提出したとみなされるため、申告書は事業主の手元に保管してください。

また、退職手当等に係る市・県民税の所得割額は、この退職所得申告書をもとにして計算してください。

※所得税の「退職所得の受給に関する申告書」と同一の様式です。

◆ 税額の計算

① 退職所得の金額

退職所得の金額は、次の算式によって計算します。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

※1 ただし、役員等としての勤続年数が5年以下の人へ、その役員等の勤続年数に対応して退職手当等を支払う場合は、上記計算式の $\times 1/2$ の措置はありません。

※2 役員等以外としての勤続年数が5年以下の人へ支払われる短期退職手当等のうち、退職金の額から退職所得控除額を差し引いて300万円を超える部分については、上記計算式の $\times 1/2$ の措置はありません。

② 退職所得控除の計算

勤続年数に応じて、次の算式によって計算します。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)
20年を超える場合	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※ 在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合には、上記により計算した控除額に100万円が加算されます。

③ 税額の算出方法

次の算式によって計算します。

退職所得の金額 (1,000円未満の端数切捨て)	×	税率		=	特別徴収すべき税額	
		市民税	県民税		市民税額	県民税額
		6%	4%		(100円未満切捨て)	(100円未満切捨て)

◆ 税額の計算例

勤続年数(※)32年で18,649,732円の退職手当等を受けた場合

※ 退職手当等を計算するときに基礎とした年数ではなく、実際の勤続年数となります。

なお、勤続年数に1年未満の端数がある場合は、これを1年に切り上げて計算してください。

● 退職所得控除額

$$8,000,000 \text{円} + 700,000 \text{円} \times (32 \text{年} - 20 \text{年}) = 16,400,000 \text{円}$$

● 退職所得の金額

$$(18,649,732 \text{円} - 16,400,000 \text{円}) \times 1/2 = 1,124,866 \text{円} \rightarrow 1,124,000 \text{円} \text{ (1,000円未満端数切捨て)}$$

● 特別徴収すべき税額

$$\text{市民税額 } 1,124,000 \text{円} \times 6\% = 67,440 \text{円} \rightarrow 67,400 \text{円}$$

$$\text{県民税額 } 1,124,000 \text{円} \times 4\% = 44,960 \text{円} \rightarrow 44,900 \text{円}$$

$$\text{特別徴収すべき税額 } 67,400 \text{円} + 44,900 \text{円} = \boxed{112,300 \text{円}}$$

特別徴収 Q&A

① 退職 ～すでに退職した人の決定通知書が届いた場合～

Q1 5月に特別徴収税額の決定通知書が届きましたが、従業員が4月に退職したため、6月からの特別徴収ができなくなりました。どうしたらよいですか？

A1 「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に必要事項を記入のうえ、早急に市役所までご提出ください。(記入例は下図を参照してください。)なお、退職等のため配布できない従業員あての通知書(青色)については、異動届出書に添えてご返送ください。

なお様式については、当初の税額通知に同封した「特別徴収の関係書類綴」からご利用いただくか、[村上市ホームページ](#)からダウンロードし、ご使用ください。

記入例

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

○異動があった場合は、すみやかに提出してください。

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
特別徴収義務者 指定番号	1234567		
宛番号	22222222		
担属	所属 経理係		
当籍	氏名 神林 花子		
者先	電話 0254-53-2111 内線(123)		
所在地	〒958-0000 新潟県村上市三之町〇番〇号		
フリガナ	ムラカシマツ カブシカイシャ		
氏名又は名称	村上商事 株式会社		
個人番号 又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
フリガナ	朝日 結美		
氏名	朝日 結美		
生年月日	平成3年 5月 15日		
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
1月1日 現在の住所	村上市岩沢〇〇番地		
異動後の 住所	同上		
(ア) 特別徴収税額 (年税額)	72,000 円		
(イ) 徴収済額	6月 から 4月 まで 3月 まで 5月 まで 60,000 円 12,000 円		
(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	4月 から 4月 まで 12,000 円		
異動 年月日	〇年 1月 1日		
異動の事由	1. 退職 2. 転職・長 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併 7. その他		
異動後の未徴収 税額の徴収方法	2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		
1. 特別徴収継続の場合	新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		
2. 一括徴収の場合	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌10日納入期限分)で 納入します。		
3. 普通徴収の場合			

《届出があった後に市役所から送付するもの》

【事業主あて】

- 市民税・県民税・森林環境税の決定通知書(事業主用)差し替え分

【個人あて】

- 市民税・県民税・森林環境税の決定通知書(個人用)
- 納付書(本人が口座振替を申し込んでいない場合)

② 新規追加 ～新たに特別徴収される方がいる場合～

Q2 今年の9月に入社した従業員の市・県民税も10月から特別徴収したいのですが、どうすればよいですか？

A2 普通徴収から特別徴収に切り替える場合は、「特別徴収への切替依頼書」をご提出ください。

なお様式については、当初の税額通知に同封した「特別徴収の関係書類綴」からご利用いただくか、[村上市ホームページ](#)からダウンロードし、ご使用ください。

《注意点》

- 普通徴収(個人納付)の納期限(※)が過ぎた分については、特別徴収に切り替えることができないため、ご本人に納付していただくこととなります。
- 前年中の所得がない場合は、翌年度の市・県民税が課税されないため、特別徴収に切り替えることができません。

※ 村上市の市・県民税 普通徴収(個人納付)の納期限は、6月(1期)・8月(2期)・10月(3期)・1月(4期)の末日の年4回となっています。

記入例

特別徴収の給与事務が間に合う月を記入してください。

普通徴収の納期限を過ぎて提出があった場合、過ぎた分については、特別徴収に切り替えることができません。その分は、普通徴収(個人納付)で納付してください。

例えば、普通徴収1期分(納期限6月末)の納付書は、6月末までに切替依頼書の提出が無いと特別徴収できません。その際は、個人で納める1期分の金額を納付済額に記載してください。

税額通知の受け取りを電子で希望される事業所は受給者番号(職員の管理番号等)を必ずご記載ください

特別徴収への切替依頼書

受付印 (あて先) 村上市長 年 7月10日 提出	所在地 〒 新潟県村上市三之町0番0号	特別徴収義務者 指定番号 1234567
特別徴収支払者 (給与支払者)	フリガナ 名称 村上商事 株式会社	所属 経理課
	代表者名 村上太郎	担当者 氏名 荒川
	法人番号	連絡先 電話 (0254) 53 -

◎ 下記の者について 8 月分(翌月10日納期限)から特別徴収を希望します。

特別徴収に切替える者の住所・氏名	生年月日	該当年度	年税額	納付済額	※市県
住所 村上市三之町△番○号	M・T・S・H 年 月 日	○年度	121,200 円	30,300 円 (第1期分まで)	開始 決定 入力 審査
フリガナ 氏名 山北 太郎	氏名番号				
個人番号	※受給者番号				

特別徴収に切替える者の住所・氏名	生年月日	該当年度	年税額	納付済額	※市県
住所	M・T・S・H 年 月 日				決定 入力 審査
フリガナ 氏名	氏名番号				
個人番号	※受給者番号				

特別徴収に切替える者の住所・氏名	生年月日	該当年度	年税額	納付済額	※市県
住所	M・T・S・H 年 月 日				決定 入力 審査
フリガナ 氏名	氏名番号				
個人番号	※受給者番号				

(注) ・納期の経過した普通徴収税額につきましては、特別徴収できませんのでご注意ください。
 ・二重納付防止のため、切替対象者あてに送付済みの普通徴収の納付書(特徴切替対象分)は、破棄していただくか、またはこの依頼書に同封してください。
 ※特別徴収決定(変更)通知書を「電子」で受取される事業所は必ずご記入ください。

《市役所から送付するもの》

【事業主あて】

- 市民税・県民税・森林環境税の決定(変更)通知書(事業主用)
- 市民税・県民税・森林環境税の決定(変更)通知書(個人用) ⇒ 従業員にお渡しください。

※ 納入書は送付しませんので訂正してご使用ください。(訂正のしかたは4ページへ)

③ 中途退職 ～残りの税額を個人が納める場合～

Q3 従業員が11月に退職しました。11月までは特別徴収しましたが、12月から特別徴収できなくなりますので、残りの税額を納税者本人が納付する方法(普通徴収)に切り替えたいのですが・・・。

A3 「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入のうえ、市役所までご提出ください。なお様式については、当初の税額通知に同封した「特別徴収の関係書類綴」からご利用いただくか、[村上市ホームページ](#)からダウンロードし、ご使用ください。(記入例は下図を参照してください。)なお、残りの税額は、退職された従業員あてに納税通知書が送付され、直接納税していただくこととなりますので、退職時に納税者へご説明いただきますようお願いいたします。

記入例

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

4 3 2 1 ●異動があった場合は、すみやかに提出してください。

年度		① 現年度	2. 新年度	3. 両年度
特別徴収総額 指定番号	1234567			
宛番号	22222222			
担当	所属 経理係			
氏名	神林 花子			
当籍	電話 0254-53-2111 (内線 123)			
フリガナ	朝日 結美			
氏名	朝日 結美			
生年月日	平成 3 年 5 月 15 日			
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			
受給者番号	83,000			
1月1日現在の住所	村上市岩沢〇〇番地			
異動後の住所	同上			
(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由
	6月 11日まで	12月 5日まで	〇年 11月 30日	1. 退職 2. 転職・長 3. 休職・長期 4. 死亡 5. 交配少額・不定 6. 合併・解散 7. その他 【 】
	41,600 円	41,400 円		3. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月額額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。		
2. 一括徴収の場合		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。
3. 普通徴収の場合		※市役所書記室へ送付		

《市役所から送付するもの》

【事業主あて】

- 市民税・県民税・森林環境税の決定(変更)通知書(事業主用)

※ 納入書は送付しませんので訂正してご使用ください。(訂正のしかたは4ページへ)

【個人あて】

- 市民税・県民税・森林環境税の決定(変更)通知書(個人用)
- 納付書(本人が口座振替を申し込んでいない場合)

④ 中途退職 ～残りの税額を退職時の給与でまとめて天引きする場合～

Q4 従業員が2月に退職しました。2月まで特別徴収し、3月以降の税額については一括徴収の申し出がありました。その場合の手続きはどうなりますか？

A4 3月以降の税額については、給与または退職手当等を支払われる際に一括して徴収していただき、他の在職者の月割額と合計して納入してください。「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」には、一括徴収した税額を何月分で納入するか等必要事項を記入のうえ、市役所までご提出ください。なお様式については、当初の税額通知に同封した「特別徴収の関係書類綴」からご利用いただくか、[村上市ホームページ](#)からダウンロードし、ご使用ください。(記入例は下図を参照してください。)

※ 退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの申し出がない場合であっても、残りの税額をまとめて徴収してください。

記入例

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

一括徴収した場合は必ず記入してください。

令和〇年3月2日提出 村上市長親		〒958-0000 新潟県村上市三之町〇番〇号	特別徴収税務番号 1234567
フリガナ 朝日 鮎美	氏名又は名称 村上商事 株式会社	所属 経理係	氏名 神林 花子
個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	個人番号又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	当給 〇254-53-2111 内線(123)	電話番号 〇254-53-2111 内線(123)
フリガナ 朝日 鮎美	生年月日 平成3年 5月 15日	特別徴収税額 (年税額) 101,100 円	徴収済額 (イ) 6月から 3月まで 2月まで 5月まで 75,900 円
受給者番号 1月1日 現在の住所 村上岩沢〇〇番地	受給者番号 1月1日 現在の住所 村上岩沢〇〇番地	未徴収税額 (ウ) 25,200 円	異動年月日 〇年 1月 28日
1. 特別徴収継続の場合 特別徴収税務番号 所在地 フリガナ 氏名又は名称		2. 一括徴収の場合 1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和〇年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 徴収予定日 3月20日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 25,200 円	
3. 普通徴収の場合 1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため		左記の一括徴収した税額は、 3 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	

《市役所から送付するもの》

【事業主あて】

- 市民税・県民税・森林環境税の決定(変更)通知書(事業主用)

※ 納入書は送付しませんので訂正してご使用ください。(訂正のしかたは4ページへ)

⑤ 転勤(転職) ～転勤先でも引き続き特別徴収される場合～

Q5 従業員が12月末で関連会社に転勤します。11月分までは特別徴収しましたが、12月からは新しい給与支払者での特別徴収となります。その場合の手続きはどうなりますか？

A5 「特別徴収に係る給与所得者異動届」を提出してください。現在の勤務先で上欄を記入していただき、新しい勤務先へ送付してください。また、新たな勤務先で下欄【1.特別徴収継続の場合】に必要な事項を記入していただき、市役所へ提出してください。なお様式については、当初の税額通知に同封した「特別徴収の関係書類綴」からご利用いただくか、[村上市ホームページ](#)からダウンロードし、ご使用ください。

記入例

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

○異動があった場合は、すみやかに提出してください。

年度	① 現年度	2. 新年度	3. 两年度
特別徴収職務者 預定番号	1234567		
宛名番号	22222222		
担当 所 属	経理係		
当 籍 氏 名	神林 花子		
寄 先 電 話	0254-53-2111 内線(123)		

令和〇年11月25日提出

所在地	〒958-0000 新潟県村上市三之町〇番〇号	
フリガナ	ムカシヤウ カブシカイシャ	
氏名又は名称	村上商事 株式会社	
個人番号 又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

フリガナ	アサヒ アリス	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
氏 名	朝日 結美	83,000	6 月 から	12 月 から	〇 年	1. 退職 2. 休職・長 3. 体 験 4. 死 亡 5. 支 払 少 額 ・ 不 定 期 解 雇 6. 合 併 の 特 殊 手 続 7. 特 殊 手 続	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人申請)	
生年月日	平成3年 5月 15日		11 月 まで	5 月 まで	11 月			
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		円	41,600	円			30 日
受給者番号			円	41,400	円			
1月1日 現在の住所	村上市岩沢〇〇番地							
異動後の 住 所	同上							

1. 特別徴収継続の場合
特別徴収職務者
預 定 番 号 98756 (新規) 法人番号 3
所 在 地 〒 新潟県村上市府屋〇番〇号
フリガナ ヨウゲンシャ 山北商会
氏名又は名称 有限会社 山北商会
担 当 者 経 理
所 属 氏 名 村 上 次 郎
電 話 0254-75-8928 内線(456)
受給者番号
納入者の要否
(税額通知記載) 必要 不要

2. 一括徴収の場合
理由 1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出があったため
 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため
徴収予定日 徴収予定額
(上記(ウ)と同額)
月 日 円
左記の一括徴収した税額は、
 月分(翌月10日納入期限分)で
納入します。

3. 普通徴収の場合
理由 1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出がないため
 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
 3. 死亡による退職であるため

《市役所から送付するもの》

【事業主あて】

- 市民税・県民税・森林環境税の決定(変更)通知書(事業主用)
- ※ 納入書は送付しませんので訂正してご使用ください。(訂正のしかたは4ページへ)

【転勤先の事業主あて】

- 市民税・県民税・森林環境税の決定(変更)通知書(事業主用)